

# 令和7年度例規集データベース構築及び更新等業務委託契約仕様書

## 1. 件名

令和7年度例規集データベース構築及び更新等業務委託契約

## 2. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

## 3. システム・サービス等の基本構成

システムの分類	概要
例規管理・検索システム	・ 例規の検索を可能にするとともに、例規の施行日ごとの履歴を管理（改廃状況表示、公布後未施行条文表示）することが可能であること。
例規起案・審査システム	・ 例規立案業務支援を可能であること。
他団体条文比較システム	・ 指定した例規と類似している他団体の例規を検索でき、比較表を生成・出力できること。
ホームページ公開用 例規集データ	・ ホームページ公開用のデータの作成として、体系、五十音等から検索できる機能を有したHTML（これに準じる形式を含む。）データであること。
法令検索システム	・ 法令検索を可能とするとともに、例規検索システムと条項単位でリンクすることが可能なシステムであること。
法令改廃情報提供システム	・ 官報情報を基にした法制改廃情報と、改廃に伴う当連合例規との引用関係、例規引用箇所の情報を定期的に提供することができること。
法制相談支援サービス	・ 法制執務、条文解釈、法制相談等について個別の相談を依頼することができ、情報が得られること。
サポート体制	・ システム操作支援体制が確保されていること。

※詳細については、別紙「システム機能要件」のとおり。

## 4. データベース構築の範囲

- (1) 契約締結日時点において北海道後期高齢者医療広域連合が保有する現行例規について、データベース構築を行うこと。なお、直近5年分（令和2年度～令和6年度）の過去例規についても掲載すること。

※参考（令和7年4月1日内容現在の現行例規）

条例・規則・訓令 約80件、要綱・要領 約50件

（令和2年度～令和6年度分の過去例規）

条例・規則・訓令、要綱・要領 約50件

- (2) データベース構築は一般向け（条例・規則・訓令）と市町村向け（条例・規則・訓令、要綱・要領）で分けて行うこと。

## 5. システムの提供形態、性能等

- (1) 受注者の用意するサーバを I D C（インターネット・データ・センタ）方式にて活用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、インターネット環境における I P 又は I D 認証等により庁外とのアクセスを制限すること。
- (2) サーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有すること。
- (3) サーバ等を設置する施設は、物理的な堅牢性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設であること。
- (4) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- (5) データバックアップを毎日実施し、万が一障害が発生した場合においても発生の翌日にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

## 6. 動作環境

広域連合事務局内の I D C 接続が可能な全てのパーソナルコンピュータ端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

- (1) O S : Windows10 以上
- (2) ブラウザ : Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium 版)

## 7. システムの導入・保守等について

### (1) システムの導入

システム導入においては、業務に支障がないよう考慮した計画を受注者が策定すること。

### (2) システムの保守

ア システムの導入においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムの操作に関する問い合わせ等に対し、迅速かつ適切に対応ができる専用部署を設置すること。

イ 業務全般に対する質問に対し、電話、FAX 又はメールにて対応できること。

ウ 各システムの基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

### (3) システム操作サポート等

ア システム導入時及び人事異動時には、必要に応じて職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。

イ 操作方法についての問い合わせ窓口を設置するとともに、必要に応じて、担当の社員を派遣し、操作説明を行うこと。

ウ システムに関する操作説明書（ヘルプ）をオンラインまたは電子データで提供すること。

## 8. その他

(1) 例規データの著作権について

例規集データベース化の作業により作成された例規データにかかる著作権は、北海道後期高齢者医療広域連合に帰属すること。

(2) 初期セットアップ

令和7年7月30日までに別紙システム機能要件に記載されている機能をすべて使用できる状態にすること。

なお、システム構築に要する費用は、契約日からシステム稼働開始日までの例規システム利用料で賄うこと。

(3) 年間更新件数

年間の更新件数は10件程度とする。

## システム機能要件

「令和7年度例規集データベース構築及び更新等業務委託契約」3. システム・サービス等の基本構成によるシステム機能要件は、次に掲げるとおりとする。

## 1 例規管理・検索システム

## (1) データ要件

- ア 例規施行日毎の改正履歴、未施行情報を管理できること。
- イ 例規の履歴を施行日毎に管理できること。
- ウ 年3回以上の例規データの更新が可能なこと。

## (2) 検索機能要件

- ア 目次、五十音等で検索
- イ 制定、改正年月日等で検索
- ウ 例規番号、種別、所管課等で検索
- エ 用語検索
- オ 用語検索での a n d、o r の掛合せ検索
- カ あいまい検索
- キ 時点指定検索
- ク 条文内検索

## (3) 表示機能要件

- ア 検索の結果を一覧で表示
- イ 例規本文を表示
- ウ 例規構造の内容目次を表示
- エ 指定する公布日、施行日単位で例規条文を表示
- オ 例規本文は、1 つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式で表示できること。

## (4) リンク機能要件

- ア 引用法令を条、項、号単位でリンク
- イ 他例規の条、項、号単位でリンク
- ウ 例規内の条、項、号、別表、様式単位でリンク

## (5) ダウンロード機能要件

- ア 全文又は指定した条項のダウンロード機能
- イ 新旧対照表形式によるダウンロード機能
- ウ R T F 形式でのダウンロード機能
- エ 様式は、体裁を再現したイメージデータ、二次活用が可能な R T F データ、ヒット箇所を明示した全文検索が可能なダウンロード機能

## 2 例規立案支援システム

## (1) 立案機能要件

- ア 一部改正、全部改正、廃止、新規制定に対応した機能
- イ 新旧対照表自動生成機能

ウ 新旧対照表等はR T F形式で出力

(2) 立案の審査機能要件

ア 条文構造点検

イ 用字、用語点検

ウ 引用点検（例規内引用、例規間引用、法令引用）

3 他団体条文比較システム

(1) 検索機能要件

ア 例規の件名又は本文を対象として用語検索できる（複数用語指定可能）。

イ 団体の指定や、近隣地域などを指定して検索できる。

ウ 指定した例規と類似している他団体の例規を検索できる。

エ 検索結果は、例規名称だけでなく団体名が明示されていること。

(2) 出力機能要件

ア 例規内容の画面表示や印刷は、例規集の印刷の擬似体裁で出力できる。

イ 1つ前の施行時点との新旧対照表を自動生成・出力できる。

ウ 比較表は、10団体以上で作成できる。

エ 例規をR T F形式又はE x c e l形式で出力できる。

(3) 表示機能要件

ア 他団体の例規は、現行例規だけでなく過去・未来施行例規を閲覧、比較できる。

イ 比較表は、例規名称だけでなく団体名が明示されていること。

4 ホームページ公開用例規集データ

(1) 公開用例規集データ要件

データベースの更新に合わせて、公開用例規集データを格納したC D - R O Mなどの電子記録媒体を納品すること。

(2) 検索機能要件

体系目次、五十音

(3) 表示機能要件

例規本文表示

5 法令検索システム

(1) 収録内容

憲法、法律、政令、省令、告示を収録

(2) データの更新

法令等の改正に伴い適宜修正すること。ただし、例規システムの構成上の理由により適宜修正することが難しい場合は、広域連合例規集の更新に合わせて実施することも可とする。

(3) 検索機能要件

ア 目次、五十音、用語検索

イ 制定、改正年月日検索

ウ 法令番号、種別検索

エ 用語検索による a n d、 o r、 n o t の掛合せ検索

(4) 表示機能要件

ア 法令の改正情報、施行情報、正誤情報を表示することができる。

イ 法令本文から関連する法令を表示できる。

ウ 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できる。

エ 改廃された法令を引用している例規を一覧表示することができる。

オ 改廃された法令の条項と該当法令条項を引用している例規の条項を紐付けて一覧表示することができる。

## 6 法令改廃情報提供システム

(1) 北海道後期高齢者医療広域連合例規に影響のある法令改廃情報について

ア 官報登載後 1 週間以内に北海道後期高齢者医療広域連合例規における影響を調査し、その情報についてメール配信すること。

イ 例規に影響がある法令の抽出、引用条文箇所洗い出しが条項単位で可能であること。

(2) 例規整備情報サービスの提供について

ア 法律の制定改廃に関し、その要旨や地方公共団体への影響を確認する解説シートが提供できること。

イ 法令の改廃に伴い必要となる例規の改正案が提供されること。

## 7 法制相談支援サービス

(1) 法制相談サポートのサービス要件

ア 法制執務、条文解釈、法制相談等の相談を W E B 上又はメールで依頼することができること。なお、相談件数は年間 10 回程度とする。

イ 相談窓口における他自治体の相談事例の提供を受けられること。

## 8 サポート体制

(1) システムの保守

ア システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムの操作に関する問い合わせ等に対し、迅速かつ適切に対応ができる専用部署を設置すること。

イ 例規管理システム等の基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

(2) 操作支援サポート

ア システム導入時及び毎年 1 回以上、必要に応じて職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。

イ 操作等の質問又は利用上の疑義が生じたときに、操作指導を行うことができる体制を構築していること。

ウ システム操作に関わる照会件数について制限がないこと。

エ システム操作に関わる照会は電話、メール又は F A X で対応可能なこと。